国立大学法人鹿屋体育大学学長選考手続管理委員会規則

［平成２７年 ４ 月 １ 日
規　　則　第３０号］
改　正　　令和４年３月１４日
規　　則　第１８号

（趣旨）
第１条　この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則(平成２７年規則第２９号) 第２条第２項の規定に基づき、学長選考手続管理委員会(以下「管理委員会」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成）
第２条　管理委員会は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則（平成２７年規則第２８号）第２条第１項第２号の者(以下「委員」という。）をもって構成するものとする。
２　委員の任期は、当該学長候補者選考の選考が終了する日までとする。

（委員長）
第３条　管理委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。
２　委員長は、委員会を招集し、議長となり、会務を整理するものとする。
３　委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものとする。
４　学長選考・監察会議は、その定めるところにより、管理委員会の議決をもって学長選考・監察会議の議決とすることができるものとする。
５　管理委員会の議事は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数で決するものとする。

（業務）
第４条　管理委員会は、次に掲げる事項を処理する。
(1) 学長選考応募者の提出書類の確認及び受理に関すること。
(2) 学長選考応募者名簿並びに学長候補者名簿の作成、公表及び閲覧に関すること。
(3) 投票資格者名簿の作成に関すること。
(4) 投票の実施に関すること。
(5) 投票結果の判定及び確定に関すること。
(6) 投票結果の報告に関すること。
(7) 第２次学長候補者の意見表明の実施に関すること。
(8) その他学長選考・監察会議が指示する事項

（庶務）
第５条　管理委員会の庶務は、事務局総務課において総括し、及び処理する。

（雑則）
第６条　この規則に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定めるものとする。

附　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令４．３．１４規則第１８号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。